

トクラスサポート 10 保証規定

トクラスサポート 10（以下「本保証」といいます）は、本保証書に記載された延長修理保証対象商品（以下「本商品」といいます）につき、本保証期間中に故障が発生した場合、以下の条項に基づいてトクラス株式会社（以下「当社」といいます）が無料修理をお約束するものです。なお、本保証は下表記載の対象商品のうち、当社のカatalogに掲載された商品が保証対象となります。

① システムキッチン

システムキッチン本体	キッチン本体の機械部位（レンジフード、照明機器・本体の蝶番・レール・混合水栓等）
保証対象となるビルトイン機器	ビルトイン機器（レンジフード、IH クッキングヒーター・ガスコンロ・オープン・食洗機・浄水器等）の本体

② システムバス

システムバス本体	システムバス本体の機械部位（混合水栓・照明機器・くもり止めヒーター等）
保証対象となるビルトイン機器	ビルトイン機器（換気扇・浴室暖房乾燥機・浴室 TV 等）の本体

③ 洗面化粧台

洗面化粧台本体	洗面化粧台本体の機械部位（照明器具、混合水栓等、キャビネットの蝶番、曇り止めヒーター、多面鏡の蝶番）
---------	--

- 保証期間中に、本商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意事項に従った正しい使い方で本商品に故障が生じた場合は、トクラスサポート 10 コールセンターに本保証書に記載の保証番号をお知らせの上、修理をご依頼下さい。なお、トクラスサポート 10 コールセンター以外に直接修理を依頼された場合は、本保証の対象となりません。
- 本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合は、トクラスサポート 10 コールセンターに速やかにご連絡ください。ご連絡いただけない場合は本保証期間中であっても、本保証の対象とならない場合がありますので予めご了承ください。
- 本保証の修理額は、本商品と同機種または同等品を当社が再調達する場合の金額を上限（以下「保証限度額」といいます。）とします。1 回あたりの修理料金（税込）が保証限度額（税込）を超過する場合、もしくは修理部品の調達ができない等の場合には修理に代えて同機種または同等品を代替品として提供し、本保証は終了致します。その際に提供される代替品の価格は保証限度額（税込）までと致します。
- 次の場合は、本保証期間中でも無料修理の対象とはなりません。ただし、お客様から修理の申し出があり、修理費用等の支払いについて同意いただける場合には、有料修理を実施できる場合がございます。
 - 本保証書のご提示がない場合。
 - 本保証書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き換えられたり、書き加えられたりした場合。
 - メーカーが取扱説明書で定める消耗品の交換である場合。
 - 本商品の本体以外に生じた故障または損傷（但し、固定式リモコンは本体とみなします）。
 - 設置後の取付け場所の移動、落下等によって生じた本商品の故障または損傷。
 - 一般家庭用以外（例えば業務用の使用、車両や船舶への搭載）での使用によって生じた本商品の故障または損傷。
 - 地震・噴火・津波・地殻変動・地盤沈下・風害・水害・公害・塩害・ガス害・水質異常・水圧異常、指定以外の使用電源（電圧、周波数等）・凍結・その他天災・火災・落雷・破裂・爆発に起因する事由、または外部からの物体の落下・飛来・浸入・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由、建築躯体の変形（強度不足・ゆがみ）等の製品以外に起因する事由。

- (8)純正部品以外の部品を使用した修理および改造等に起因する故障または損傷。
- (9)直接間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
- ①本商品の取扱説明書の記載に基づかない使用または維持、管理の不備によって生じた故障または損傷。
 - ②排水管の詰まりによる故障やフィルター等の清掃不備による故障。
 - ③給排水管の故障または損傷および給排水管の水漏れ等に起因する故障または損傷。
 - ④錆、カビ、ホコリ、傷等に起因する故障または損傷。
 - ⑤動植物に起因する故障または損傷。
 - ⑥使用者の故意・重過失、および第三者の加害行為による故障または損傷。
 - ⑦筐体上の消耗・摩滅・破損・変質・変形・変色・腐食・緩み・外れ・剥がれ・欠損、その他類似の事由。
 - ⑧外圧がかかったことが原因と判断される、蝶番・スライドレール部等の緩み、歪み、変形、破損。
 - ⑨IH クッキングヒーターのトッププレートの変色・変形、亀裂および割れ。
 - ⑩本商品の取付設置工事などに起因する不具合・故障。
- (10)修理の際、お客様が申告された故障状況が特定出来なかった場合、調整・設定・取扱い説明のみで完了した場合に要した全ての費用。
- (11)本商品の取付設置説明書に反する取付設置を行ったことに起因する不具合。
- (12)修理または代替品を提供する場合の設置費用、および大規模工事に伴うクレーン車代等の特殊工事費用。
- (13)本商品の修理に代えて代替品を提供する場合に発生する、旧商品の廃棄費用およびリサイクル費用。
- (14)メーカーリコールが告知された以降のリコールの対象となる故障。
- (15)液晶ディスプレイのドット欠落。
- (16)本商品の付属品類以外の商品の取付、接続ないし、それらの故障に起因した本商品および付属品類の故障または損傷。
- (17)核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による故障または損傷。
- (18)技術的に極めて単純なお客様のミスに起因する不具合（電源入れ忘れなど）。
- (19)製品仕様に影響のない損傷（変色・日焼けなど）。
5. 離島および遠隔地へ出張修理を依頼される場合は、その出張に要する実費を申し受けます。
6. 本契約は原則として解約できません。
7. 本保証は国内においてのみ有効です。
8. 本保証期間は本商品の部品ごとのメーカー保証終了日の翌日に始まり、本商品の設置日から10年経過時点で終了します。
9. 故障の認定等について延長保証サービス会社とお客様との間で見解の相違が生じた場合は延長保証サービス会社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。
10. 次の各号に定める事由に該当した場合、本保証は、自動的に終了するものとします。
- (1) 本商品と同機種または同等品への本商品の交換、または本保証の実施に基づかないお客様のご都合による設備機器の購入等により本商品の内容に変更が生じた場合。
 - (2) お客様が、当社所定の手続きを経ることなく本商品または本商品設置住宅を第三者に譲渡した場合。
 - (3) 本商品または本商品設置住宅が廃棄、消滅または取り壊された場合。
11. 次の各号に定める事由に該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして本保証を終了することができます。

- (1) お客様が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者または暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者をいいます。以下、同様とします。）である場合または反社会的勢力と関係を有している場合。
- (2) お客様が、この規定の定め違反した場合その他本保証を継続しがたい事情が発生した場合。
12. 当社は、この規定を法律が認める範囲内で変更することができます。この場合、利用者には変更後の規定が適用されます。なお、変更する場合は、当社ホームページにおいてこの規定を変更する旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を告知します。
13. この規定に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。
14. 本保証に関してお客様と当社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上